

部
外
秘

保
存
資
料

婦人少年室長殿

新聞配達児童の労働実態調査

昭和31年6月

31. 8. 6 222

労働省婦人少年局

鹿児島婦人少年室

目 次

調査の概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査対象	1
3. 調査時期	2
第1節 事業場調査	2
I. 調査結果の要點	3
(1) 児童の使用許可について	3
(2) 労働者名簿の調整について	3
(3) 賃金台帳の調整について	3
(4) 補助員の活用について	3
(5) 労働基準法について（事業主の意見）	4
II 調査結果	4
〔I〕 事業場の規模	4
〔II〕 取扱新聞商数	4
〔III〕 適用事業報告提出状況	4
〔IV〕 使用児童の使用許可について	4
〔V〕 労働者名簿の調整状況について	5
〔VI〕 賃金台帳の調整状況について	5
〔VII〕 労働者の募集方法	5
〔VIII〕 労働者数	6
〔IX〕 補助員の活用状況	6
〔X〕 賃 金	6
1. 賃金の支拂形態	6
2. 賃金の計算方法	6
3. 児童の1ヵ月1人平均給与額別事業場数	12

Ⅺ 保険の加入状況	13
Ⅻ 業務上災害の発生状況	13
Ⅼ 労働基準法に関する意見	14

第2部 児童調査	15
Ⅰ 調査結果の要旨	15
Ⅱ 調査結果	16
(I) 就業児童数	16
(Ⅱ) 監督者	17
(Ⅲ) 継続年数	17
(Ⅳ) 労働条件	17
1. 運動・注目の別	17
2. 仕事の内容	17
3. 配達部数と配達方法	17
4. 欠勤時等の配達方法及び休日	18
5. 労働時間	18
6. 賃金	19
7. 業務上の災害事故	20
8. 契約時の労働条件と実際との相違	21
(Ⅴ) 家庭環境	21
(Ⅵ) 本人	21
1. 就業	21
2. 賃金の使途	22
3. 睡眠時間	23
4. 下校後就労時刻までの余暇時間	23
5. 疲労の程度	23
6. 勉強上困難な点	24
7. 就業による不快、困難等	25
8. 就業継続希望の有無	25
Ⅶ 新聞配達に関する学校側の所見	25

統計表

1. 事業場調査の部

第1表	規模別、取扱部数別事業場数	29
第2表	規模別、配達戸数別事業場数	29
第3表	規模別、労務基準法適用事業報告提出の有無別事業場数	29
第4表	児童の使用許可を受けている規模別事業場数	29
第5表	規模別、使用許可を受けていない児童数	30
第6表	規模別、労務名簿の有無別事業場数	30
第7表	規模別、賃金台帳の有無別事業場数	30
第8表	労務者の募集方法別件数	30
第9表	規模別、年令階級別労務者数	30
第9表の2	年令階級別、朝夕刊別労務者数	31
第10表	規模別、補助員の使用有無別事業場数	31
第10表の2	規模別、補助員の使用人数別事業場数	31
第11表	賃金支拂形態別事業場数	32
第12表	規模別、児童の1ヵ月1人平均給与額別事業場数	32
第13表	規模別、保険の種類別、加入の有無別	32
第14表	保険の種類別、加入の動機別件数	33
第15表	規模別、災害事故の有無別事業場数	33

2. 児童調査の部

児童調査	第1表	年令別、学卒別新聞配達児童数	34
“	第2表	年令別、監督者(販売店主、補助員)別新聞配達児童数	34
“	第3表	年令別、継続年数別、新聞配達児童数	34
“	第4表	仕事の内容別、新聞配達児童数	35
“	第5表	配達受持時刻別、配達部数別新聞配達児童数	35
“	第6表	“ 新聞販売所に集合の時刻別新聞配達児童数	35
“	第7表	“ 販売所における所要時間(朝刊配達時のみ)	35
“	第8表	“ 配達終了時刻別新聞配達児童数	36
“	第9表	“ 配達所要時間別 “	36
“	第10表	“ 賃金(手取額)階級別 “	36
“	第10表の2	“ 監督者(販売店主、補助員)別新聞配達児童の平均賃金	36
“	第11表	監督者(販売店主、補助員)別欠勤時等の減給状況	37

児童調査	第12表	欠勤時の減給額別新聞配達児童数	37
〃	第13表	不着時の減給額別	37
〃	第14表	断られ時の減給額別	38
〃	第15表	災害事故の有無別	38
〃	第15表の2	災害発生時刻別、災害原因別、被災新聞配達児童数	38
〃	第15表の3	傷害部位別被災新聞配達児童数	38
〃	第15表の4	傷害程度別被災	39
〃	第15表の5	医療費の負担別被災	39
〃	第16表	家族数別、稼働家族数別	39
〃	第17表	年令別、家計の主担者別	40
〃	第18表	就業経路別新聞配達児童数	40
〃	第19表	就業の動機別	40
〃	第20表	賃金快途内容（購入希望品名）別新聞配達児童数	40
〃	第21表	年令別、賃金の快途状況別	41
〃	第21表の2	年令別、賃金の快途内容別	41
〃	第22表	配達受持時刻別、起床時刻別	41
〃	第22表の2	〃 睡眠時間別	41
〃	第23表	下校後就労時刻迄の余適時間別、夕刊配達児童数	42
〃	第24表	配達受持時刻別、就業による勉学上の困難の有無別 新聞配達児童数	42
〃	第25表	就業による勉学上の困難の内容別新聞配達児童数	42
〃	第26表	就業による不快、困難等の内容別	43
〃	第27表	仕事中止希望理由別	43

学校調査	第1表	学年別、性別、新聞配達児童数並びに在籍生徒数	29
------	-----	------------------------	----

家論所見	第1表	生活程度別、新聞配達児童数	39
〃	第2表	生活保護法の適用、非適用世帯別新聞配達児童数	39
〃	第3表	就業が健康に及ぼす影響の程度別	42
〃	第4表	就業が学業に及ぼす影響の程度別	42

新聞配達児童の労働実態調査 正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
目次	キ2部〔Ⅶ〕の4	下校後就労時刻までの余猶時間	下校後就労時刻までの余裕時間
"	統計表1のキ4表	児童の使用許可をうけている規模別事業場数	規模別児童の使用許可をうけている事業場数
"	" 2の児童調査キ1表	年令別、学年別新聞配達児童数	年令別、学年別新聞配達児童数
"	" 2の児童調査キ23表	下校後就労時刻迄の余猶時間別タ刊配達児童数	下校後就労時刻迄の余裕時間別タ刊配達児童数
3	(2)	変更があった場合において	変更があった場合においては
9	(4)	また朝夕とも明瞭に明瞭に	また朝夕とも明瞭に
11	乙、(ハ)	オ3集金5円	オ3次集金5円)
17	(Ⅱ)	補助員にする場合は	補助員による場合は
22	(2)	勤続年数が極めて短く	勤続年数が極めて短く
23	4	余 猶	余 裕
24	(1)	時間の余裕がない。	時間の余裕がない。
25	7	時間的余猶がなく	時間的余裕がなく
26	(1)	経済的に止を得ない。	経済的にやむを得ない。
35	児童調査キ5表	100部 200部 300部 400部 199部 299部 399部 499部	100部 ~ 以下同じ。 199部
"	" オ7表	1時10~1時30分未満	1時間~1時間30分未満
36	" オ8表	$\frac{6時 \sim 7時45分}{12.0}$	$\frac{6時 \sim 7時45分}{120} \quad 3$
"	" オ10表	配達受持時刻別、賃金(手取額)階級別新聞配達児童数	配達受持時刻別、賃金(手取額)階級別新聞配達児童数
"	"	(1) 540人、43、222、149、 63、21、(1) 39、3	(100.0%) (2.9) (41.1) (27.5) (1) 540人、43、222、149 (11.6) (3.2) (3.2) (0.5) 63、21、(1) 39、3
"	" オ10表の2	監督者 受持別	監督者別 受持別
37	" オ12表	1円~30円、30~50、50~70 70~100、100~150	1円~30円未満 以下同じ
"	" オ13表	10~ 20~ 30~ 50~ 20、30、50、70	10~20 未満 以下同じ

頁	訂正箇所	誤	正
37	児童調査表13表	(空白欄) 100~ 150	空白欄を除きつめる。
38	〃 表15表の 3	(100.0) (158) (166)	(100.0) (158) 166
40	〃 表18表	(53.1) (4.9) (8.2) (0.3) (298) 336 31 52 2, 188 1, 4, 3, 5, 2 (3.2) 20 6	最下段の数字をとる。
42	〃 表23表	下校後就労時刻迄の余猶時 間別夕刊配達児童数	下校後就労時刻迄の余裕時間 別夕刊配達児童数
43	〃 表27表	外のやりたい人のために	他のやりたい人のために
〃	〃 〃	外の仕事にかわりたい。	他の仕事にかわりたい

新聞配達に従事する児童の実態調査

調査の概要

1. 調査目的

新聞配達の業務は容易に就労し得る形態にあるため、学令児童にして就業する者が多い、最近就業児童の数は増加の傾向にあり、その雇用形態についても特異な問題も生じ、また就業が児童の学業に及ぼす影響も少くない状況である。

よって、その実態を把握し当該児童の保護を強力に推進するための基礎資料とするものである。

2. 調査対象

(1) 事業場

(イ) 対象の把握

東京都内における新聞販売店(所)877の10% 任意抽出法により87事業場を選定した。

なお、調査結果の分析では15支米藩の児童と使用していない事業場5ヶ所と除外したので82事業場になっている。

(ロ) 各区別調査対象事業場数

中央区	4事業場	杉並区	6事業場	北区	2事業場
千代田	3	中野	3		
港	6	豊島	3	計	82(87)事業場
新宿	3	世田谷	5(8)		
江戸川	3	目黒	3	注)	()内の数字は抽出
葛飾	2(3)	大田	6		事業場数を示す。
江東	2(3)	品川	5		
墨田	3	渋谷	3		
足立	2	台東	2		
練馬	4	荒川	3		
板橋	6	文京	4		

(2) 児 童

(1) 対象の把握

東京都内における新聞販売店(所)調査(第1部参照)によって把握された事業場中各区毎に最も多数の児童を使用している事業場を一カ所選定し、当該事業場に使用されている児童中最も多く児童が通学している公立中学校を一区一校を選定した。

(2) 対象学校数及び児童数

(a) 学 校 数 23校

(b) 児 童 数 632人 (729人)

注) () 内の数字は当該業務に従事している在
校児童数

3. 調査時期

(1) 事業場調査 昭和30年12月

(2) 児童調査 昭和31年2月

第1部 事業場調査

I. 調査結果の要旨

(1) 児童の使用許可について

使用許可をうけて児童を使用している事業場は15.9%にすぎない。これは事業主の法規に関する認識の不足もさることながら、多くの使用者は使用許可の申請を同業組合、所屬販売会社、代行機関（営利私企業であつて労働基準法に関する問題について業者にとって処理する）等に委任しており、児童の使用の都度許可申請を自ら行っていないことも原因していると思われる。
(調査結果4)

(2) 労働者名簿の調製について

労働者名簿を調製している事業場は約50%である。多くの事業場ではこの調製を前項(1)に記載した同業組合等に委任し、且つその保管をも行わせている。使用者は各事業場ごとに本名簿を作成し、記入すべき事項に変更があった場合において遅滞なく訂正しなければならないにも拘らずこれがされていない。
(調査結果5)

(3) 賃金台帳の調製について

調製してある事業場は約50%である。本台帳についても、「労働者名簿」の調製の場合と全く同様な傾向がみられる。
(調査結果6)

(4) 補助員（通称）の使用について

使用者中には補助員を使用し、これに児童を使用させているものがみられる。こうにいう補助員とは店員であつて児童を直接指揮監督し、新商品配達等の業務を行わせる者さう。これは児童の労働条件を不利にする契も認められる。
(調査結果7)

店主に直接使用されている児童の賃金と補助員が直接監督する児童のそれとを比較した場合一般に前者の方が高額である。即ち稼働日数25日以上（一か月間）の児童の平均額をみると、店主に使用されている児童は、月22円であるが、補助員が介在

している児童は、441 円で 281 円の差がみられた。（オニ部個人調査、児童調査オニ表の2）

(5) 労働基準法について（事業主の意見）

特殊な業態であるため、労働基準法をそのまま適用することは実情に一致しない、という意見が非常に多くみられる。即ちある業者は、労働基準法上要求されている使用者の義務を忠実に履行しなければ事務員一人を必要とするとい、適に事務の複雑なことを表明している。

また、労働時間、深夜業、休日にしても、休刊日が少なく、暇れた時間に行わなければならないため、実態法規を守ることは困難であるといっている。（調査結果13）

II. 調 査 結 果

(I) 事業場の規模

対象事業場の規模別にみると最も多いのは、10人以上20人未満の事業場で全体の56.1%で、その次には20人以上30人未満のもので、25.6%である。最も少いのは10人未満の8.5%である。（オ1表）

(II) 取扱新聞部数

主要日刊新聞の取扱部数についてみると、3,000部以上3,500部未満を取扱っている事業場が全体の24.4%で最高を認め、1,500部未満と、2,500部以上3,000部未満とがそれぞれ17.1%でこれに続いている。（オ1表）

なお、配達戸数別による事業場の傾向も大体同様である。（オ2表）

(III) 適用事業報告提出状況

労働基準法の適用事業報告を提出してある事業場は全体の81.7%で、提出していないものは15.9%である。（オ3表）

また、未提出の事由をみると、把握されたのは13件にすぎないが、大部分（9件）は知らなかったというものである。

(IV) 使用児童の使用許可について

1. 使用許可をうけて児童を使用している事業場数

（4）

すべての該当児童の使用について全然許可をうけていない事業場は75.6%である。これに反し該当児童のすべてについて許可をうけているところは15.9%に過ぎず、一部の児童について許可をうけているところが2.4%である。(オ4表)

使用者の中には、児童の使用許可をうけなかった理由として(1)児童の移動がはげしく整理に人手を要す。(2)児童が学校から証明書をもりてくることが嫌う。(3)法を知らなかった等をあげている。

2 許可をうけて働いている児童数

上記の事業場において、使用者が許可をうけた児童数は、738人中12.1%であり、87.9%は許可をうけずに使用されている児童である。(オ5表)

(V) 労働者名簿の調製状況について

調製している事業場は全体の50.0%であるが、未調製の事業場は47.6%である。(オ6表)

未調製の理由をみると、知らなかった、移動がはげしい、同業組合で処理している、所属の販売会社で処理、業者の労基法関係事務の代行機関で処理等が主要なものである。中には歴史的にやっているため必要がない、店の規模が小さい、手続が複雑等の理由をあげている事業場もみられる。

(VI) 賃金台帳の調製状況

調製してある事業場は47.6%で未調製は50%、不明2.4%となっている。(オ7表)

次に未調製の理由について主なものを述べれば、移動がはげしい、知らなかった、同業組合で処理所属の販売会社で処理、労基法関係事務の代行機関で処理等である。少数ではあるが整理に手数がかる、複雑な帳簿を必要としない、本店で処理している等があげられている。

(VII) 労働者の募集方法

最も多く採用されているのは「使用児童の友達または知人等の紹介できた者を雇う」という方法で59.1%次に多いのは、

「新聞等の広告、はりだみによって募集する」の31.8%であつて、この二つで全体の90.9%を占めている。(オ8表)

(Ⅳ) 労働者数

1. 年令別に労働者の分布をみると、15才未満が49.1%で最も多く、18才以上32.9%、15才以上18才未満が最も少く18.0%となっている。そして年少者(満18才未満)は全体の67.1%を占めている。(オ9表)
2. 事業場規模別労働者の分布をみると、10人以上20人未満が45.7%、20人以上30人未満が31.7%と、この二つの規模の事業場で77.4%を占めている。(オ9表)
3. 朝夕刊別にみると15才未満においては夕刊が81.3%で高率を占め、18才以上では朝夕刊が56.5%で最も多い。(オ9表の2)

(Ⅴ) 補助員の使用状況

1. いわゆる補助員を使用している事業場は全体の24.4%で、75.6%は使用していない。(オ10表)
2. 補助員の使用人数別にみると5人未満を使用しているところは85.0%、5人以上10人未満のところは、15.0%である。(オ10表の2)

(Ⅵ) 賃金

1. 賃金の支払形態

(1) 補助員

月給が大部分で70.0%、歩合給が20.0%、不明が10%となっている。(オ11表)

(2) 児童

歩合給が45.1%で最も多く、月給の35.4%、日給の17.1%がこれに続いている。(オ11表)

(3) 補助員及び児童以外の従業員

月給が62.0%で最も多く、不明(15.9%)を除き、次に多いのは歩合給の11.0%である。(オ11表)

2. 賃金の計算方法

(1) 補助員

a. 月 給

賃金の算定基礎は事業場によって非常に相違がある。一例えばA事業場では固定給、算金手当、折込料、拡張料Bでは固定給、算金料、拡張料、部数維持料——しかしこの調査にあらわれた算定基礎としては、固定給、算金料、拡張料、折込料、カード料、努力紙料（拡張と部数減少との差がプラスの場合に支給される。）部数維持料及び時間外手当である。

各諸料についてその金額の事例をみれば以下のとおりである。

(1) 固定給、7,000 円、6,000 円、3,500 円

(2) 拡張料 — 1 部 50 円、月 1,000 円、カード料 — 1 部 50 円、算金手当 — 算金額の 1% ないし 2%

努力紙 — 1 部 70 円、部数維持料 — 部数額の 1% 時間外手当 — 1,000 円、

月給と云っても固定給のみの事業場は多く、すべてこの外に歩合給が相当加味されており、出来高払制における保庫給と云った感を抱かせる。

b. 歩合給

把握された数は 2 件にすぎず一部につき 35 円と 40 円とがみられた。

(2) 児 重

a. 歩合給（約半数近くの事業場がこの支払形態をとっている。付 12 表の 2）

算定基礎の把握された事業場数は 37 である。配達料のみを採用しているところが 10 件、配達料、拡張料、折込料のみをその算定基礎としているところが 3 件等が主なものであり、同一の算定基礎を有するところは余りみられない。

賃金算定基礎の主なものをあげれば、配達料、拡張料、折込料、算金料、精勤手当、地域手当、出勤手当等

であるが、この他監査料、代配料、天候手当（悪天候の場合に支給する）、紙とり手当、自転車代等がある。

更に上記の諸手当等について金額をみると次のとおりである。

(1) 配達料、----- 最高は一部につき18円～22円であり、最低は6円～7円である。比較的多くみられたのは10円、15円、8円、8円～10円である。

(2) 拡張料、----- 一部50円が比較的多くみられる。最高は100円、最低は40円であつた。しかし中には月始めに拡張した場合は70円、月末の場合は50円と定めるもの、或は一カ月毎30円、2カ月毎50円、3カ月毎70円、3ヵ月以上100円と拡張した読者の購読期間によつて差を致している事業場もある。

(3) 折込料、----- これも事業場によつて異なり、把握された限りでは、同一料金を定めているところはわずかの2件にすぎない。1部10円、1部10円、1枚1円、1ヵ月300円、月平均500円等、様々である。

(4) 集金料、----- 集金額の1%、集金額の1.5%、中には、全額集金の場合1部につき5円、100部を越えた場合4円、100部未満の場合3円、

の如く集金部数によつて金額を定めている事例もある。

(5) 香勤手当、----- 1ヵ月100円、200円、300円、

(6) 精勤手当、----- 1ヵ月300円、200円、100円～200円
100円

(7) 監査料、----- 1部5円、 (8) 紙とり料、--- 月300円

(9) 天候手当、----- 10円～20円、 (10) 代配料、--- 1回50円

(11) 自転車代、--- 月100円（自分の自転車と配達に使用した場合）

(12) 地域手当、----- この事例としては1部3円加算、1部2円、月100円、200円、100円～300円等である。

(13) 週刊手当（所屬する新聞社発行の週刊雑誌の配達料）
----- 100円～300円、

2 月 給

算定基礎の把握された事業場数は31であるが、このうち、48.4%は固定給のみである。事業場における算定基礎の筆例をあげれば、(i)固定給、(ii)固定給、皆勤手当、勤務手当、(iii)固定給、折込料、(iv)固定給、折込料、出張料、集金料、紙とり料、勤務手当等である。

そしてこの場合においては、固定給、折込料、出張料、皆勤手当、勤務手当等を多くの事業場で賃金算定基礎中に含めている。その他には、代配手当、勤続手当、集金料、紙とり料、固休手当、自販車補助料等がみられる。

これらの諸手当の金額について、その概要を示せば、次の如くである。

(1) 固定給

朝刊と夕刊を別建にしている場合と、そので別なく月額を定めている場合等がみられる。即ち(i)夕刊1,300円、朝刊2,000円、(ii)夕刊1,000円、朝刊2,000円、(iii)夕刊1,500円、朝刊2,000円

これらの場合はいずれも朝刊の方が高額である。いずれも区別ない場合では1,500円、2,000円、とが多かったが、その他2,700円～3,000円、2,500円、3,000円、3,500円等がある。また朝夕ともと明確に明瞭に明示されたものには2,500円と4,000円との二つがみられた。

(ii) 折込料 --- 月 200円、400円～500円、50円～150円、1種10円、1種20円、1部につき2円等

(iii) 出張料 --- 最高100円、最低30円であるが、50円が比較的多い。

(iv) 皆勤手当 --- 150円、200円、300円。

(v) 勤務手当 --- 200円、300円～500円、1,300円。

(vi) その他

以上を除き、特異なものとしては、天候手当(寒い時)

の100円、自転車代500円（自転車奨励）紙とり料（商
の日30円、晴の日20円）、通学手当月200円（成
績良好な場合には2カ月毎に100円増し）等がある。

C. 日 給

日給制を採用している事業場は全体の17.1%であるが、
その金額の判明したものは3件にすぎなかった。即ち1
日50円、1日50円～70円、1日100円である。

(3) 補助費及び児童以外の従業員

a. 月 給

固定給、出張料、折込料、集金料等が多くの事業場で
採用されている算定基礎であるが、その他筆写料、増紙
料、時向手当、退任手当、カード料、努力紙料、紙と
り料、勤務手当、代配料、世成手当、皆勤手当、配達料
等が挙げられる。

これらの諸手当について事例を述べれば以下のとおりで
ある。

(4) 固 定 給

固定給といっても、住込、住込自炊、住込と通勤の
別、何れも条件なく金額のみ記入等と云った類型がみ
られる。以下詳述すれば住込の条件付では最高4,000円
最低2,000円である。住込自炊は1件のみで2,500円
である。住込と通勤とにより区別する場合は、住込（
食事付）3,000円、通勤2,000円の1件である。別に
条件はなく金額のみ記入されていた場合は2,000円が
多く、最高は2,000^円～12,000円、最低は2,000円である。

(5) 出張料

50円が比較的多くその他1部2円、70円、月100円
月1,000円、1戸100円、100円（但し、10戸を越える部
については50円まで）等

e) 折込料 ----- 月500円 1戸20円、50円～100円、
1,000円～2,000円等。

(ニ) 集金料 ----- 集金額の1%, または2%と定める事業場が多いが、1部2円、1戸7円、1,000円、1,500円、2,000円等。

(ホ) 勤務手当 ----- 1部10円、100円~200円、2,500円(幹部のみ) 等である。

(ハ) 維持料 ----- 1部50円、部数の1% 2,500円

(ト) 増紙料 ----- 1部50円、80円、100円

(チ) 紙とり料 ----- 雨の日30円、晴の日20円

(リ) 代配料 ----- 100円

(ヌ) 地蔵手当 ----- 1部1円、月300円~500円

(ル) 皆勤手当 ----- 100円 (ヲ) 週休手当 ----- 月200円

(ワ) 時間外手当 ----- 月1,000円

等である。

6. 歩合給

歩合給は月給と共に本項の従業員に対する賃金支払形態としては重要な役割を果たしており、全体の78%に相当している。その算定基礎としては、配達料、維持料、折込料、配証手当、地蔵手当、紙とり料、監盤料、集金料、拡張料、代配手当、増紙料であるが、多くみられるのは配達料、折込料、集金料、拡張料である。以下詳述すれば、

(イ) 配達料 ----- 18円~20円、32円、朝夕35円、1部12月10円、1部8円、13月~15月(朝夕住込)

(ロ) 折込料 ----- 総収入の30%、500円、1回10円、1週10円、

(ハ) 集金料 ----- 1部5円、1戸3円、(才2次集金4円、才3.集金5円、1,000円)

(ニ) 拡張料 ----- 1戸70円、1戸100円、50円、15部まで90円(17部140円、20部200円、200部以上240円)

(ホ) 維持料 ----- 4分5厘 (ハ) 配証手当 ----- 1,000円、

(ト) 地蔵手当 ----- 300円 (チ) 監盤料 ----- 1部5円、

(リ) 代配手当 ----- 50円、 (ヌ) 増紙料 ----- 150円、

C. 日 給

日給のみどころは全体の2.4%であり、事例も100円300円、の2件にすぎない。

D. その他

この場合も全体の3.7%にすぎず、事例としては、

(1) 18才以下は住込月給、年少者は歩合給

(2) 成人住込(日給)、年少者は歩合給

(3) 主任代理(成人)は月給、主任代理以外は年令に
関係なく歩合給。

の3件である。そして月給においては固定給または固定給、出張料
または固定給、出張料、配達料の3形態がある。

固定給では2,500円、5,000円、12,000円、出張料では50円、1戸70円、配達料では1部10円となっている。歩合給は年少者に多く採られているが、出張料(50円、1戸70円)、配達料(1部10円、16円~18円、約30円)折込料(1種15円)、集金料(集金額の1.5%)、紙ヒリ料(100円)、精勤手当(100円~200円)、省勤手当(100円~200円)、地域手当(100円)が採られている。

3. 児童の1ヵ月1人平均給与額別事業場数

労働日数が1ヵ月に満たないものも少数ではあるが、含まれていることを考慮する必要があるが、最も多いのは1,500円~2,000円未満の35.3%である。これは10人以上20人未満の事業場に多い。次に続いているのは2,000円以上2,500円未満の19.5%、1,000円以上1,500円未満の15.9%である。これよりして全体の54.8%にあたる事業場における児童の賃金は1,500円以上2,500円未満の間にあることが理解される。(オ12表)

(XI) 保険の加入状況

1. 保険の種類

保険の種類別に加入状況をみると、労災保険では、82事業場中その71.9%が加入している。

健康保険では加入率は全体の34.1%で64.6%は未加入で

ある。

失業保険では加入率は全体の85%に過ぎない。(才14表)

2. 保険加入の動向

保険加入の動向をみると労災保険では、事業主が自発的に加入した39.7%、その他31.7%、監督署にすゝめられた12.5%が主要なものである。

健康保険においては事業主が自発的に加入した48.4%が最高で、その他の32.3%が、これに続いている。失業保険においてもこの傾向は同じである。(才15表)

(Ⅷ) 業務上災害の発生状況

児童に関する過去7年間(昭和30年1月～30年12月)における業務上の災害の発生事業場数は全体の49%(4事業場)である(才16表)

これらの災害をうけた児童は5人である。災害原因として挙げられているのは、顛倒、犬に咬まれた、交通事故等である。そして足に多くの場合傷害をうけているよりであり、これを治療するために、8日以上仕事を休み、中には3ヵ月もかかった事例がみられる。これらの場合療養は多く労災保険で行っている。以下その事例をあければ次のようになっている。

1. A(男子13才)は昭和30年3月のある日の午後4時頃明産と新聞を駅にひとりに行つての帰途、同僚の1人が新聞をリヤカに残んで押しているのど、本人も手伝っていた。そして一寸したはずみで右手の人指指をリヤカーと自転車との間にはさまれたものであり、8日以上休業した。
2. B(男子13才)は、昭和30年4月のある日の午後3時30分頃、来店途中、遅刻して急いだため、販売店前の非常に交通量の多い道路で自動車事故を起し、右足大腿部を負傷し、治療のため3ヵ月休業した。
3. C(男子12才)は、昭和30年8月15日、午後4時頃新聞をひとりにきた時、急に道路に飛び出したため、オートバイ(二輪車)にぶつかり、頭部に傷をうけ8日以上休業した。

4. D(男子13才)は、昭和30年10月、新聞配達中午後5時頃足をすべらして、頸倒し、道路傍の石でできている排水溝にぶっけ、下肢をけがし、右膝のため8日以上休業した。

5. E(男子13才)は、昭和30年10月15日午後5時頃、新聞を配達すべくある家の門を入った。たまたま一台のトラックがその家の裏に停車していたので、トラックと玄関の間を歩行していたとき、大股部を犬にかまれ、そのため1週間休業した。

(Ⅷ) 労基基準法に関する意見

調査結果にあらわれた意見は総数62件であるが、その内容は以下のとおりになっている。

1. 工場と違い特殊業務であるから労基法をそのまま適用されては困る。労務移動が激しいため証明書等繁雑な事務手続、及びその他の書類の整備等は小企業であり、且つ極めて多忙な販売所に不適當である。また、休刊日が少く、限られた時間に行方という特殊な業務であるため、休日、労務時間、残業等にも現行法通り守るといふことは困難である。

法の運用について考慮して欲しい (28件)

2. 1の如き実情であるため、この新聞業に適用した立法がのぞましい。 (17件)

3. 協会が必要な事務手続は全部代行してくれているから別に支障はない。現在のまゝでよい。 (9件)

4. 労基法はむずかしくて理解できない(1件)が、よく指導して欲しい。(3件)。 (4件)

5. 労災保険は安心して働かせられるので結構である (1件)

6. 働かねばならぬ日本の現状から労基法は困るのではないか (1件)

7. 使用許可の手続のため店主が学校にゆくことといふ負担重がある。 (1件)

8. 休日の割ふりに困る。今1カ月は2日だけ交替くを与えている。 (1件)

第 2 部 児 童 調 査

I. 調 査 結 果 の 要 点

調査の結果注目されるのは、労働条件に於ては、先づ労働時間と朝刊配達の場合、午前5時以前に販売所に集合しなければならない。つまり早朝労働のものが8.9%を占めていることである。早い所では午前3時に集合することになっている。このため住込の表形として「販売所に宿泊せしめる」という特殊な場合も僅ではあるがみられた。配達所要時間は朝刊又は夕刊配達の場合1時間乃至2時間のものが多くそれのみでは大体、労働基準法の制限内（修学時間を含めて週42時間）のところと思われるが、販売所に於ける所要時間の他に、学校におけるいわゆるクラス活動等も修学時間に加算されるとすれば、これは制限をこえる場合が多くなるとみられる。朝夕刊両方を配達している場合は労働時間がほぼ2倍になっている。

次に休日についてみるとこれは殆ど与えられていない。休刊日以外に配達の休があるものは0.2%にすぎず、これも交替で休み、代りの他の日に、当日休む同様の配達を引換ける（つまり1人当りの労働の総量に変わりがない）という方法をとっている。

賃金についてみると、稼働25日以上のもものの平均賃金は1617円であるが、販売店主が直接使用している場合1722円、補助員が直接監督する場合、1441円と281円の差がみられた。ちなみに補助員が直接監督するものは全体の38.4%である。更に注目すべき点は、賃金の減給状況である。①欠勤の時、②不着の時（新聞が配達元に届かなかった時）③新聞を断られた時、この減給が行われているが、①、②の場合、その金額は賃金額に比し高額である点からみれば制裁的な意味が含まれているとみられる。また③の場合の減給は購読者維持のための措置ともみられる。

災害事故のあつたものは25.0%であるが軽度のものが多し。医療費を自分で負担しているものが多く42.2%で、労災保険、雇主の負担によるものは極く少い。加害者が負担している場合も多少み

られた。

次に児童を中心に家庭環境、学校生活をみると就業児童の家庭の生活程度はやや貧乏、普通のものが多く、生活保護法の適用を待たない児童は12.1%である。従つて就業の動機も53.5%は生活のためとせしめなければならぬ就業したものではないという結果が出ている。

次に睡眠時間は夕刊配達の児童の方が朝刊配達をするものより長く、77.7%が8時間以上の睡眠時間をとつており、8時間未満は22.3%にすぎない。然るに朝刊配達になると60.1%が、朝夕刊配達では56.9%が8時間未満の睡眠時間である。従つて疲労の程度も夕刊配達の方が比較的疲労が少く、次いで朝刊、朝夕刊配達の順になつてゐる。

学校の担任教諭の立場から就業児童をみた場合、就業が本人に及ぼす影響は、健康上よりも学業の面に多く、明らかにあらわれている。影響があるとみられるものは前者の場合32.4%で、後者の場合は65.3%となつてゐる。児童自身が勉学上困難があると答えたものは48.0%である。担任教諭が多く述べてゐるのは、家庭学習が殆どできない。学習意欲がそこなわれてゐる点である。

新聞配達に児童が就業することについて学校側の見解を要約すれば、発育期にある児童にとつて就業は、健康上、勉学上、また精神上好ましいものではない。然し、経済的に止むを得ない事情もあり、全面的に禁止することは困難と見られるので、労働条件の改善、労働環境の整備等を前提条件として、真に止むを得ないものだけ就業するようにしたいものである、という立場をとつてゐる。また労働基準法については、より一層の保護充実のための改正意見もあるが、法規の厳正な施行をのぞむというものが多かつた。

(1) 就業児童数

調査対象中学校23校（市内公立中学校の約5%）の左欄生徒数は28,802人で内29人（2.5%）が新聞配達の業務に従事している。（この割合からすれば、市内公立中学校全体（409校）では、12,807人が新聞配達の業務に従事していることになる。）

その就業率を学年別にみると、1学年では2.5%、2学年では3.6%で最も多く就業しており、3学年になると1.3%とぐつと減少している。就業児童のうち、女は僅か2人にすぎない。〔学オ1表〕

これら就業児童27人中実施調査を実施できなかったものが若干あったので、調査を行った就業児童632人について以下述べる。学年別では1学年33.9%、2学年51.6%、3学年14.5%となっており、これを年齢別にみると14才が最も多く、44.1%、13才が38.1%、15才が12.0%、12才が4.8%となつてゐる。〔見オ1表〕

(II) 監 督 者

販売店主に直接使用監督されている者は61.1%、補助員が直接監督している者は38.4%である。年齢別にその比をみると補助員にする場合は低年齢の者の方が多く、15才になるとずつと減少して2.1%となつてゐる。〔見オ2表〕

(III) 継 続 年 数

継続年数は極めて短く、97%までが1年未満である。6ヶ月未満のものは53.5%であり、區半数を占めてゐる。然し年齢が高くなると継続年数の長いものが増加してゐる。〔見オ3表〕

(IV) 労 働 條 件

1. 通勤、住込の別

97%が通勤であり、住込は1.6%（10人）だけである。また「販売店に宿泊だけする」という特殊な形態をとつてゐるものが僅かではあるがみられる（4人）。

2. 仕事の内容

單純に配座だけするものはごく少く14.7%であり、配座の他に今ラシのおりこみ、購読料の集金、読者の拡張、取へ新聞をとりこいく紙とり等の仕事の一つを、あるいは幾つかを併せ行つてゐるものが殆どである。販売店、あるいは雇主の雑用をしている者が非常に多く、35.8%を占めてゐる（10.その他）。〔見オ4表〕

3. 配座部数と配座方法 (17)

配運所持時刻をみると、夕刊だけのものが57.6%で配半数を占め、ついで朝夕刊共に配運している 12.2%、朝刊だけ 25.0%となつている。

配運部数をみると朝刊または夕刊では 100部 ～ 199部 が最も多く 66.3%を占めている。朝夕刊では 200部 ～ 299部 が多く 32.5%、次いで 300部 ～ 399部 の 28.4% となつているが、少ない番では 100部 程度から多い番では 650部 とその開きは大きい。

配運方法は徒歩が大部分で 85.7%、自転車を利用するものは 14.3% である。〔自分の自転車を使っている場合もある。事業場調査、賃金徴収照〕電車等を利用するものも僅かではあるがみられる（「その他」の 3.2%）。〔見・オ5表〕

4. 欠勤時等の配運方法及び休日

欠勤した場合の配運方法としては、朝刊または夕刊の人を配る（代配）というものが最も多く 35.0%、ついで店主または店員が配るもの 25.0% となつている。

また、休刊日以外に配運の休があるものは 13人（0.2%）のみであり、週1回というものは 2名。他は 月1回 ～ 3回 となつている。この場合、同僚と交替で配運する（朝刊配運の者が夕刊も配るという具合に）という方法をとつている。つまり、休みがあつてもなくても、1人当りの労力の総量には変りはないのである。

5. 労働時間

(1) 販売所に集合する時刻。

朝刊配運の児童は、早いものは午前3時に販売所に集るが 午前4時～4時半までに集合するもの が最も多く 57.6% を占めている。5時以降のものは 12.2% にすぎない。これは「販売店に宿泊だけする」という特殊な住居形態を生じた〔前記、労働条件ノ、見オ4表参照〕原因であり、この兼種の特性を示している。

夕刊配運の児童は販売所に集る時刻は午後4時～4時30分

が最も多く55.4%で次いで3時30分～4時の36.2%となつている。(児・オ6表)

販売所に集合した児童が配達を開始するまでに此處で過ごす時間は30分～1時間未満が最も多く56.6%を占めている。これは配達以外の仕事(紙とり、紙わけ、おりこみ等)のため(前記Ⅳ、労付条件2、児オ5表参照)、または、新聞到着の時間が多少ずれる等のためによる手持時間である。従つてこの時間の差は販売所によつて大きく開き、全然この時間を要しないものもあり、また、1時間タテ分も必要とするものもみられる。(児・オ7表)

(2) 新聞配達終了時刻

朝刊配達では午前6時～7時までを終了する者が最も多く68.2%を占め、夕刊配達では午後5時～6時前に終了する68.7%が最も多くなつている。僅いものでも朝刊、夕刊共にそれぞれ午前、午後の7時45分には終了している。(児・オ8表)

(3) 新聞配達所要時間

朝刊、夕刊共に1時間～2時間未満の配達時間を要する者が最も多く、それぞれ76%、74.4%となつている。朝夕刊の者は2時間～3時間未満が最も多く50.4%、ついで3時間～4時間未満の25.7%となつている。

朝刊、夕刊では1時間未満のものもあり、また朝夕刊では5時間を要するものもあつて、その開きは大きい。(児・オ9表)

6. 賃 金

(1) 手取額

25日以上稼働したもののみについてみると、朝刊配達では、1,500円～2,000円が最も多く41.1%、夕刊配達では1,000円～1,500円が最も多く55.2%、朝夕刊配達では3,000円以上が最も多く32%となつている。(児・オ10表)

また監督者の種類別に手取額平均をみると、販売店主によ

る場合は、ノク22円、補助費による場合は、ノ44/円で前者の方が後者よりも28/円高くなっている。〔児・オ10表の2〕 年令が高くなると補助費によるものが減少していることは、これとも関連して考えられる。〔前記Ⅱ。児・オ2表〕

(2) 支拂目

支拂目の定、不定をみると、きまつているものが89.1%で、10.1%は支拂目がきまつていない。然し月/回拂が多く、94.6%を占めている。

(3) 欠勤時等の減給状況

賃金を差引かれるのは、①欠勤した時、②不着の時（新聞が配達先に届かなかつた時）③新聞を断られた時、等があり、①の場合引かれるものは67.7%、②の場合44.4%、③の場合3.0%となつてゐる。〔児・オ11表〕

①欠勤した時についてみると、差引き額は1回につき50円〜70円が最も多く、35.8%、ついで30円〜50円の24.0%である。また200円、300円といった具合に一日の賃金額以上の減給を受ける制裁的な場合もある。〔児・オ12表〕

②不着の時の賃金差引き額についてみると1部につき10円〜20円が最も多く42.0%、ついで20円〜30円の24.2%となつてゐるが、50円〜70円、100円〜150円といった具合に一部の料金相当以上の額の減給を受ける制裁的なものもある。〔児・オ13表〕

③新聞を断られた時の減給は330円が3名、350円が2名、10円が2名などである。この減給に対して補償金として毎月一定金額を賃金に加算している販売所もある（事業場調査、賃金項参照）。〔児・オ14表〕

7. 業務上の災害事故

災害事故のあつたものは25%、158人である。このうち犬に咬まれたものが最も多く49.4%、ついでこゝろんだもの3.9%、自転車、自動車の事故によるものは11.4%である。

時刻は夕刊配達の時の方が多く、午後5時～6時が多くなっている。(見・オノ5表、見・オノ5表の2)

傷害部位をみると足が多く、72.2%となっている。傷害程度は比較的軽いものが多く休業したものは24.1%、38人である。(見・オノ5表の3、見・オノ5表の4)

医療費の負担者は自分の家で負担したものが42.2%で最も多く、次に加害者負担の11.0%であり、労災保険によるものは3.1%である。(見・オノ5表の5)

8. 契約時の労付条件と実職との相違

労付条件に相違のあったものは8.1% (51名) であるが、その内容をみると賃金に関するものが47.0%、次に勤務に関するもの(時間、区域、部数等)25.5%などとなっている。

(V) 家庭環境

1. 生活程度

担任教師の所見からすると、家庭の生活程度は富裕のものはなく、普通が39.0%、やや貧困が40.4%、貧困なものは19.3%で、生活保護法の適用世帯は17.1% (121世帯) である。(教・オノ表、教オノ2表)

2. 家族

家族の人数は6人家族が最も多く、24.4%、次いで5人家族と8人以上の19.6%である。移動家族数をみると2人(新聞配達をする本人も含めて)が最も多く36.3%、次いで3人の34.0%となっている。3人家族で移動者は新聞配達をする本人だけであるという例(3件)もみられる。(見・オノ6表)

両親の有無をみると両親または父親のないもの21.0%である。家計の主な負担者は69.7%が父親であり、次が母の13.8%である。これらのものを職業別(標準職業大分類による)にみると製造修理従事者が最も多く35.9%、ついで事務従事者の23.2%、売買及び類似従事者の12.9%となっている。

(見・オノ7表)

VI. 本人

1. 就業

(1) 就業経路

就業の経路をみると友人の紹介によるものが最も多く53.1%で、次に自分で販売所へ頼んだもの29.8%である。(見・オノ8表)

(2) 就業の動機

主たる動機として家計の補助をあげているものは26.5%、学校の費用を得るためのものが20.0%、残りの53.5%は貯金、おこずかいを得るため、買いたいものがある、きでさせまつた必要のためではない。(見・オノ9表)

勤続年数が極めて短く6カ月未満のものが53.5%を占めている(前記Ⅲ、見オ3表)ことは年令の低いこと、労竹時間の特殊性等と共に就業の動機も原因として考えられる。つまり、53.5%がきでさせまつた必要上就業したものではないことである。買いたいものがあるという420人のうち89人(21.2%)はカメラ、時計等の高価なもの、或は娯楽品の購入を希望しており、学校側では「新聞配産は流行でやる子供が相当ある」と云っており、また販売店主は「欲しいものを買うだけのお金ができる」と止める場合が相当ある」と述べていることもこれを裏書している。(見・オ20表)

(3) 保護者の同意

就業していることを保護者が知つている場合は、一応同意しているものとみると、これは99.2%で大部分を占め、同意していないものは0.3%(2名)である。

2. 賃金の使途

賃金は家人に全額を渡し改めて家人からおこずかいを貰うというものが最も多く40.5%である。全額を自分の所有とするものは23.9%であり、家人に全部出して特におこずかいを貰うことはないというものが12.5%である。(見・オ21表)

賃金のうち本人の所有となった金額について、その使途内容を見ると、学校の費用30.3%、貯金30.0%、おこずかい25.2%などとなっている。(見オ21表の2)

3. 睡眠時間

就寝時刻は9時前が最も多く36.4%で、9時～9時30分が21.7%と遅くなるに従い少くなっている。

起床時刻をみると、朝刊（朝夕刊を含む）配達の場合は4時～4時30分に起床するものが最も多く、40.8%、次いで4時30分～5時の23.2%となつてゐる。夕刊配達は71.8%が6時以降に起床している。従つて夕刊配達は朝刊、朝夕刊配達に比し概して睡眠時間が長く77.7%が9時間以上の睡眠時間をとつてゐる。8時間未満は4.4%にすぎない。朝刊配達になると8時間未満が60.1%、朝夕刊配達では56.9%となつてゐる。（見・オ22表、見オ22の2）

4. 下校後就労時刻直の余暇時間

夕刊配達を行うものについて、下校後の時間的余暇をみると全く余暇のないものが32.8%、30分未満の余暇のあるものは14.0%である。30分以上の余暇のあるものは50.0%である。（見・オ23表）

5. 疲労の程度

(1) 疲労感

疲労の程度については、少し疲れるというものが最も多く61.2%、非常に疲れるというものは5.1%である。配達時刻別にみると、夕刊配達が比較的疲労が少く、次いで朝刊、朝夕刊の順になつてゐる。

(2) 出席率

過去3カ月（30年11、12月、31年1月）の出席状況について教諭の所見からみると、3カ月間欠席なしが62.9%である。欠席したものは病気24.7%、事故その他が8%となつてゐる。

欠課回数についてみると3カ月に皆無のものが86.8%、多いものでは15回以上も欠課しているが、その数は極めて少く、1回～2回が多少みられる程度である。

(3) 健康

教諭の所見からこれら児童の健康状態をみると頑健、普通、やや弱い、虚弱の四段階にわけて、普通が最も多く40.5%、頑健が18.5%、やや弱い27%、虚弱2.3%となっている。

また、就業が健康に及ぼす影響については、担任教諭は次のようにみている。即ち、多少影響があると思われるもの36.5%、相当影響を及ぼしていると思われるもの27%である。（教・オ3表）その内容については、疲れやすく（20件）欠席が多くなった（6件）、体力消耗のためか、活動的でなく、気力がない（18件）、また授業中だるそうに表情をする（4件）、睡眠不足がみられる（17件）、好ましい影響としては、規則的な運動のため、健康になり体がつちりしてきた（4件）、耐久力が養成されてきた（1件）などである。

6. 知学上困難は否

(1) 内 容

困難な点の有無について児童調査によれば、ありと答えたものが48%である。その内容については、宿題、予復習のための時間の予備がない、45.8%、ねむい22.8%、試験の時困る14.2%などとなっている。（児・オ24表 児・オ25表）

3学年になると就業率が減少している（前記Ⅰ、学・オ1表）ことは進学、就取、学業の程度等が上記の結果と関連するものと考えられる。

(2) 影 響 度

教諭の所見から、これら児童の成績状況を四段階に分けてみると、普通が40.0%、やや劣るが32.7%、劣るが18.8%、優秀が8.5%となっている。また就業が学業に及ぼす影響の程度について担任教諭は次のようにみている。即ち多少影響があると思われるもの58.6%、相当影響を及ぼしていると思われるもの6.7%と健康に及ぼす影響の場合よりも多くなっている。（教・オ4表）

どのような影響を及ぼしているか、その内容をみると、ク

クラブ活動、学校や級の行事に十分に参加できない（29件）。教室に於ておむくなり（24件）学習態度が怠惰（6件）で、放心状態の時がある（3件）。落付かず気分が学習に集中せず、注意力散漫である（25件）。学習意欲がそこなわれており（26件）学力低下を来している（21件）。知能に比し学力が分っている（13件）。家庭学習ができず（112件）宿題など粗雑である（7件）。

7. 就業による不快困難等。

不快、困難等がありと答えたものは62.0%である。これを配達所持時間別にみると、朝夕刊74.2%、朝刊65.2%、夕刊56.9%となっており、夕刊配達には比較的少いようである。不快、困難等の内容は多岐に亘っているが、時間的余裕がなく、困るというものが最も多く51.1%、犬が吠える24.5%、夏、冬、雨、雪等の季節、天候につらい22.2%、おむい20.2%などである。（見・オ26表）

8. 就業継続希望。

続けて就業することを希望するものは64.3%、中止を希望するものは33.0%である。それぞれの理由についてみると継続希望のものでは家計の補助、学費等のために26.1%、貯金したい、お小遣いを得るためにそれぞれ16.0%などである。中止希望のものでは、勉強ができまいが43.1%、卒業が近いから、または就職にさしつかえるが27.8%などとなっている。（見・オ27表）

(Ⅶ) 新聞配達に関する学校側の所見

1. 新聞配達の業務に関する所見

意見を大別すれば、

- (1) 明らかに児童就業の是非を述べたもの（12件）
- (2) 業者に対する要望（9件）
- (3) 児童の指導方針（4件）
- (4) その他（22件）

となっている。

即ち(1)については、明らかに反対を表明しているもの5件で反対事由としては、健康上好ましくない及び学業に差支えるというのが比較的多くみられ、岳性が粗野になり易い、交友関係が非行の動機となる、金銭の浪費が習慣的となり不良行為の要因となる等があげられている。

全面的に賛成する意見はなく、条件付で児童の就業に賛成するものは7件で、その事由としては、経済的に止を得ない場合、というのが大部分であり、健康、学業に影響がない限り(その範囲内で)、というものもみられる。

(2) 業者に対する要望意見は9件である。即ち、

- (1) けが、病気等の治療費は使用者が負担すること。
- (2) 朝夕刊両方を配座する場合は、児童に無理ができるので配座部数を少なくして労作時間を短くすること。
- (3) 業者が学校と連絡して児童を雇用すること。
- (4) 採用時はつきいした契約を結ぶこと。
- (5) 読者拡張のため競争意識をかりたてる手段として、グラフなどに図示したり、賞品で釣ったりするのはやめてほしいこと。
- (6) 休む場合、物心両面から安心して休めるようにすること。
- (7) 無理な読者拡張は児童の精神に重大な影響を与えるので一考を要すること。

等である。

(3) においては

- (1) 朝夕刊を配座することは極力さげさせている。
- (2) 学業に専念できるようになるべく就業させないようにしている。
- (3) 小遣をうるとか、貯金をするためのようなものは止めさせたい。

等である。

(4) においては、

- (1) 健康上好ましくない。

(2) 学業に差支える（放課後の生徒活動が不可能、学業時間の減少）

(3) 適当ではないが、中学生のアルバイトとしては恰好な取種である。

(4) 家計及び学費の補助金を得ることのできる点はよい。

(5) 勿くという習慣をつける意味において結構。

(6) 新聞紙とり、集金、拡張等は不適当である（監重労働、

必要以上の責任とこれを兼務が重ければ、非行の大きな原因となる）。

(7) 中学生にとって仕事そのものは適重であるとは思われない。

(8) 賃金は販売店主から普及員さらに配陣員となつてゐる故中間搾取が重いのではないか。

(9) 業務上の災害に対する補償が十分ではないのではないか。

(10) 朝夕刊面方は無理であるが、収入の点からやらざるを得ない児童がゐることは考えさせられる。

等である。

2. 労働基準法に関する所見

述べられた意見は多々あるが、その主要なものについて述べれば以下のとおりである。

(1) 労竹基準法の改正に関するもの（4件）

(2) 同法施行に関し所轄行政官庁への要望（12件）

(3) 使用者の違法態度に関するもの（3件）

(4) その他（11件）

となつてゐる。

(1)に関する事例としては、

(i) 改正の意見もあるが、現行法による保護の充実することを望む。

(ii) 労竹基準法は毎検討の時期にあるのではないかと、等。

(2)については、

(1) 法規の厳正な施行を望む。

(ロ) 使用者が使用許可申請のため、学校長の証明書をうけるよう指導すること。

い) 使用許可をうけないうで児童を使用することを取締ること、等である。

(3)については、

(イ) 使用者は児童の「働く」習慣をつける教育の一部を担当しているという高い立場に立って、立法の目的をよく理解して児童に対して暖い保護が望まれる。

(ロ) 事業主が責任をもって法を守る必要がある。

等である。

(4)においては設問に合致しない意見も多く見られたが、その事例としては、

(イ) 労働基準法を犯してまでも竹かなければならない児童がある。そしてその大部分は貧困からであるので、この経済的要求と本法とをかみ合すことに困難性がある。

(ロ) 父兄、事業主への啓蒙が必要である。

い) 児童の就業は望ましくない。

等である。

3. 修学に差支えないことの学校長の証明書の発給状況

労働基準法では原則として最低年齢未満（満15才未満）の児童を使用することを禁止している。しかし労働基準監督署の許可をうけた場合には満12才以上の児童でも使用することができる（労働基準法56条）。この場合使用者は当該児童の「修学に差支えないことを証明する学校長の証明書」等を事業場に備付なければならないことになっている。23校中この証明書の発給を要請されたことのあるものは5校にすぎず、他の18校は要請されることがない。また要請をうけた学校においてもその事情は区々である。例えば、

(1) その都度証明を与えている。

(2) 4月及び10月の2回要請をうけた（この場合、就業生徒数の $\frac{1}{3}$ 位にすぎない。なお、各新聞販売店の全部からでなく、一部の販売店だったと思う）。

事業場調査第1表 規模別 取扱部数別事業場数

規模 部数	計	1,500部未満	1,500～2,000部	2,000～2,500部	2,500～3,000部	3,000～3,500部	3,500～4,000部	4,000以上
(比率) 計	(100.0%) 82	(17.1) 14	(13.4) 11	(14.7) 12	(17.1) 14	(24.4) 20	(2.5) 2	(10.8) 9
10人未満	(8.5) 7	3	2	1	—	1	—	—
10人～20人未満	(56.1) 46	9	8	6	9	9	1	4
20人～30人未満	(25.6) 21	2	1	5	3	6	1	3
30人以上	(9.8) 8	—	—	—	2	4	—	2

事業場調査第2表 規模別 配達戸数別事業場数

規模 戸数	計	1,500戸未満	1,500～2,000戸	2,000～2,500戸	2,500～3,000戸	3,000～3,500戸	3,500～4,000戸	4,000以上
(比率) 計	(100.0%) 82	(17.1) 14	(13.4) 11	(13.4) 11	(20.4) 20	(18.9) 15	(1.2) 1	(12.2) 10
10人未満	(8.5) 7	4	1	1	1	—	—	—
10人～20人未満	(56.1) 46	9	8	6	11	8	1	3
20人～30人未満	(25.6) 21	1	2	4	5	3	—	6
30人以上	(9.8) 8	—	—	—	3	4	—	1

事業場調査第3表 規模別 労働基準法適用事業報告提出の有無別事業場数

規模	計	10人未満	10人～20人未満	20人～30人未満	30人以上
(比率) 計	(100.0%) 82	(8.5) 7	(56.1) 46	(25.6) 21	(9.8) 8
有	(81.7) 67	6	36	18	7
無	(15.9) 13	1	9	2	1
不明	(2.4) 2	—	1	1	—

事業場調査第4表 規模別 児童の使用許可をうけている事業場数

区分 規模	計	10人未満	10人～20人未満	20人～30人未満	30人以上
計	(100.0%) 82	(8.5) 7	(56.1) 46	(25.6) 21	(9.8) 8
児童全員について許可をうけている	(15.9) 13	1	8	2	2
一部の児童について許可をうけている	(2.4) 2	1	1	—	—
児童について全く許可をうけてない	(25.6) 21	5	34	17	6
不明	(8.1) 7	—	3	2	—

串菜根烟膏

第 5 卷

第5巻 煙草業 使用許可を受けて切れている見当数

区 分	見 査 数	返 査 数
計		(100.0%) 738
使用許可が得てある		(12.1) 89
使用許可が得てない		(87.9) 649
不 明		(6.8) 50

留聲機器

6

規 模 別 勞 働 者 名 義 の 有 無 別 専 業 場 数

月級別 \ 規模別	計	10人未満	10人~20人	20~30人	30人以上
計	(100.0%) 82	(8.5%) 7	(56.1%) 46	(25.6%) 21	(9.8%) 8
有	(50.0%) 41	2	21	12	6
無	(47.6%) 39	5	24	8	2
不 明	(2.4%) 2	-	1	1	-

市場調查

7

事業場別 賃金台帳の取扱い別事業場数

項別	種別	計	10人未満	10人~20人未満	20人~30人未満	30人以上
計	(100.0%)	82	(8.5) 7	(56.1) 46	(25.6) 21	(9.8) 8
再	(47.6)	39	2	20	10	7
無	(50.0)	41	5	25	10	1
不明	(2.4)	2	-	1	1	-

市場環境

朱芳

手 業 場 強 弱 表 労 働 者 の 療 養 方 法 別 件 数

区 分		計	新開等の 新開等の 新開等の	つて源無する はりかにす はりかにす	安民申込 安民申込 安民申込	をとする をとする をとする	人申込を 人申込を 人申込を	する する する	使用並重の反 使用並重の反 使用並重の反	の給やさ の給やさ の給やさ	の 地			不 明
											小 計	本人申込 本人申込 本人申込	係員より 係員より 係員より	
井	実数	110	34	1	1	65	7	5	2	1				
数	比率	100.0%	31.8	0.9	0.9	59.1	6.3	4.6	1.8	0.9				

一、淋病

三三三

調查員 姓名 性別 年齡 階級別 勞働者數

年齡級		總數	10人未滿	10~20人未滿	20~30人未滿	30人以上
計		(1,010.0) 1,503	(2.7) 55	(45.7) 686	(31.7) 477	(18.9) 285
年 少 者	小計	(67.1) 1,009	27	430	327	215
	15才未滿	(29.1) 738	32	332	230	144
	15~18才未滿	(38.0) 271	5	98	97	71
18才以上		(32.8) 494	18	256	150	70

事業場調査
第9表の2 年令階級別、朝夕刊別労務数

期 別	規 模	年令階級	計	年 次			18才以上
				小 計	15才未満	15~18才未満	
計	小 計	(100.0%) 1,029	(70.6) 1,009	(51.6) 738	(49.0) 271	(29.6) 420	
	10人未満	(3.8) 54	27	32	5	17	
	10人~20人未満	(46.0) 658	430	332	98	328	
	20人~30人未満	(31.2) 448	327	236	97	121	
	30人以上	(18.8) 269	215	144	71	54	
朝 刊	小 計	(26.1) 373	(36.1) 284	(44.8) 167	(31.3) 117	(23.9) 89	
	10人未満	(2.8) 11	11	8	3	0	
	10人~20人未満	(8.9) 127	94	56	38	33	
	20人~30人未満	(7.9) 113	92	48	44	21	
	30人以上	(8.5) 122	87	55	32	35	
夕 刊	小 計	(35.6) 509	(35.9) 487	(41.3) 414	(44.4) 73	(4.8) 22	
	10人未満	(1.2) 17	17	16	1	0	
	10人~20人未満	(14.5) 208	191	173	18	17	
	20人~30人未満	(11.1) 158	155	137	18	3	
	30人以上	(8.8) 126	124	88	36	2	
朝夕刊	小 計	(38.3) 527	(40.5) 238	(28.7) 157	(44.8) 81	(36.5) 309	
	10人未満	(1.8) 26	9	8	1	17	
	10人~20人未満	(22.6) 323	145	103	42	178	
	20人~30人未満	(12.6) 177	80	45	35	97	
	30人以上	(1.5) 21	4	1	3	17	

事業場調査
第10表 規模別、補助員の使用有無別事業場数

有 無	規 模	計	10人未満	10人~20人未満	20人~30人未満	30人以上
計	(100.0%) 82	(8.5) 7	(56.1) 46	(25.6) 21	(9.8) 8	
有	(24.4) 20	2	11	3	4	
無	(75.6) 62	5	35	18	4	

事業場調査
第10表の2 規模別、補助員の使用人数別事業場数

補助員数	規 模	計	10人未満	10人~20人未満	20人~30人未満	30人以上
計	(100.0%) 20	(10.0) 2	(55.0) 11	(15.0) 3	(20.0) 4	
5人未満	(85.0) 17	2	11	3	1	
5人~10人未満	(15.0) 3	-	-	-	3	

事業場調査
第1.1表 賃金支払形態別事業場数

区分 規模	補助員				児 童				補助員児童以外のもの						
	計	月給	歩合給	不明	計	月給	歩合給	日給	不明	計	月給	歩合給	日給	その他	不明
計	20	14	4	2	82	29	37	14	2	82	55	9	2	3	13
10人未満	2	1	-	1	7	3	3	1	-	7	4	2	-	-	1
10人～20人未満	11	8	2	1	46	18	18	8	2	46	31	4	1	2	8
20人～30人未満	3	3	-	-	21	5	13	3	-	21	14	3	1	1	2
30人以上	4	2	2	-	8	3	3	2	-	8	6	-	-	-	2
補助員の計の比率	100%	70.0	20.0	10.0											
児童の計の比率					100%	35.4	45.1	17.1	24						
補助員児童以外のものの計の比率										100%	69.0	11.0	24	3.7	15.9

事業場調査
第1.2表 規模別児童の1ヵ月1人平均給与額別事業場数

規 模	計	1000円未満	1000円～1500円未満	1500円～2000円未満	2000円～2500円未満	2500円～3000円未満	3000円～3500円未満	3500円～4000円未満	4000円以上	不明
計	(100.0) 82	(1.2) 1	(5.9) 13	(25.3) 29	(49.5) 16	(9.2) 8	(9.8) 8	(1.2) 1	(1.2) 1	(16.1) 5
10人未満	(8.5) 7	-	1	-	3	2	1	-	-	-
10～20人	(56.1) 46	1	7	18	8	5	2	1	1	3
20～30人	(25.6) 21	-	2	8	5	-	4	-	-	2
30人以上	(9.8) 8	-	3	3	-	1	1	-	-	-

事業場調査
第1.3表 規模別、保険の種類別、加入の有無別事業場数

有 無	規 模	計	10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30人以上
計	労災保険	(100.0) 82	7	46	21	8
	健康保険	(100.0) 82	7	46	21	8
	失業保険	(100.0) 82	7	46	21	8
有	労災保険	(91.9) 59	4	33	16	6
	健康保険	(94.1) 28	1	16	8	3
	失業保険	(8.5) 7	-	5	2	-
無	労災保険	(26.8) 22	3	12	5	2
	健康保険	(64.6) 53	6	29	13	5
	失業保険	(90.2) 74	7	40	19	8
不明	労災保険		-	1	-	-
	健康保険		-	1	-	-
	失業保険		-	1	-	-

事業場調査
第14表

保険の種類別、加入の動機別件数

動機 保険の種類	計	事業主に 加入	法的義務が ある 加入	労働基準 法に 基づく	事故が おき	その他	不明
労災保険	(100.0%) 63 ⁴⁹	(39.7) 25	(9.5) 6	(12.5) 11	(1.6) 1	(31.7) 20	—
健康保険	(100.0) 31	(48.4) 15	(6.4) 2	(9.7) 3	—	(32.8) 10	(3.2) 1
火災保険	(100.0) 7	(52.1) 4	—	(4.3) 1	—	(28.6) 2	—

事業場調査
第15表

規模別、災害事故の有無別事業場数

有無 規模	計	10人未満	10~20未満	20~30未満	30人以上
計	(100.0%) 82	(3.5) 7	(56.1) 46	(25.6) 21	(14.8) 8
有	(4.9) 4	—	3	1	—
無	(93.9) 77	7	43	19	8
不明	(1.2) 1	—	—	1	—

学校調査 第1表

学年別、性別新聞配達児童数並びに在籍生徒数(71.2.1現在)

性 別	学年別	計		1 学 年		2 学 年		3 学 年	
		生徒数	就 業 数	生徒数	就 業 数	生徒数	就 業 数	生徒数	就 業 数
	計	(100.0) 28,802	(2.5) 729	(100.0) 8,910	(2.5) 250	(100.0) 10,062	(3.6) 365	(100.0) 8,830	(1.3) 114
	男	15,561	727	5,301	249	5,483	365	4,777	113
	女	13,241	2	4,609	1	4,509	-	4,053	1

児童調査 第1表 年令別 学年別 新聞配達児童数

年令別 学年別	計	12 才	13 才	14 才	15 才
計	(100.0) 632人	(4.8) 30	(38.1) 241	(45.1) 285	(12.0) 76
1 学 年	(33.9) 214	30	184	-	-
2 学 年	(51.6) 326	-	57	269	-
3 学 年	(14.5) 92	-	-	16	76

児童調査 第2表 年令別 監督者(販売店主、補助員)別新聞配達児童数

年令別 監督者別	計	販売店主	補 助 員	不 明
計	(100.0) 632人	(61.1) 326	(32.4) 243	(0.5) 3
12 才	30	17	13	-
13 才	241	136	104	1
14 才	285	175	110	-
15 才	(100.0) 76	(76.3) 58	(21.0) 16	2

児童調査 第3表 継続年数別新聞配達児童数

年令別 継続年数別	計	1ヶ月未満	1ヶ月～2ヶ月未満	2ヶ月～3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～2年未満	2年以上	不明
計	(100.0) 632人	(11.3) 73	(8.8) 61	(9.3) 46	(25.1) 159	(25.5) 161	(3.6) 23	(5.9) 37	(1.5) 9
12才	30	4	2	6	9	7	2	-	-
13才	241	28	28	17	68	66	23	7	4
14才	285	40	28	19	68	73	41	12	4
15才	76	1	3	4	14	15	20	18	1

児童調査 第 4 表 記事の内容別新聞配達児童数

区 分		新聞配達児童数
計		(100.0%) 632人
(1) 新聞配達だけするもの		(14.7) 93
新聞配達と	(2) おりこみをやるもの	(15.8) 100
	(3) 集 金をするもの	(2.4) 15
	(4) 拡 張をするもの	(1.6) 10
新聞配達と	(5) おりこみ集金をするもの	(3.2) 20
	(6) 集金拡張をするもの	(1.4) 9
	(7) おりこみ拡張をするもの	(13.0) 82
(8) 新聞配達とおりこみ集金拡張をするもの		(6.7) 42
(9) 新聞配達とおりこみ集金拡張紙とりをするもの		(5.4) 34
(10) そ の 他		(35.8) 227

注、(10)その他は(9)の他に紙屑等もやるものである。

児童調査第 5 表 配達受持時刻別 配達部数別新聞配達児童数

受持別	部数別	計	100部未満	100部 199部	200部 299部	300部 399部	400部 499部	500部 以上	不 明
	計	(100.0) 522人	(12.9) 78	(46.3) 246	(14.6) 72	(10.6) 53			(6.1) 3
朝	刊	158	20	106	30	1			1
夕	刊	364	58	240	62	2			2
朝	夕刊	(100.0) 109		(12.8) 14	(39.5) 43	(34.4) 37	(12.7) 16	(4.6) 5	

児童調査第 6 表 配達受持時刻別 販売所別集合の時刻別新聞配達児童数

受持別	時刻別	計	9時30分前	9時30分～ 4時前	4時～ 4時30分前	4時30分～ 5時前	5時以降	不 明
朝	刊	(100.0) 267人	(2.1) 19	(16.5) 44	(51.6) 138	(3.7) 10	(19.9) 53	(1.2) 3
夕	刊	(100.0) 475	(1.3) 6	(36.2) 171	(55.4) 262	(12.3) 30		(1.8) 2
(渋谷時報)		(100.0) 1	(100.0) 1					

注) 朝刊の場合は午前、夕刊の場合は午後の時刻を示す。

児童調査第 7 表 配達受持時刻別 販売所別集合の所要時間(朝刊配達時のみ)

受持別	所要時間別	計	5分以下	5分未満	15分～30分 未満	30分～45分 未満	45分～1時間 未満	1時間30分 以上	不 明
	計	(100.0) 267人	(4.1) 11	(4.7) 18	(16.1) 43	(56.6) 151	(11.2) 30	(1.9) 5	(3.4) 9
朝	刊	(59.2) 158	5	10	26	93	18	3	3
朝	夕刊	(100.0) 109	6	8	17	58	12	2	6

児童調査第8表 配達受持時刻別、配達終了時刻別新聞配達児童数

期 夕刊	時刻別	計	4時～ 5時前	5時～ 6時前	6時～ 7時前	7時～ 7時45分	不明
朝刊		(140.8) 267		(2.3) 33	(62.2) 182	(18.0) 48	(1.5) 4
夕刊		(100.1) 423	(5.5) 25	(62.9) 225	6時～7時45分 13.0		
(渋谷時報)		1					

註) 朝刊の場合は午前、夕刊の場合は午後の時刻を示す

児童調査第9表 配達受持時刻別、配達所要時間別新聞配達児童数

期 夕刊	時間別	計	1時間 未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間 以上	不明
計		(441.5) 632	(11.7) 74	(63.9) 404	(17.1) 108	(4.6) 29	(1.3) 8	(0.1) 1	(1.3) 8
朝刊		158	(7.0) 11	(76.1) 120	(15.8) 25				(1.2) 2
夕刊		364	(7.3) 63	(90.4) 271	(17.7) 28	(0.3) 1			(0.2) 1
朝夕刊		109		(2.3) 13	(50.4) 55	(25.7) 28	(7.3) 8	(0.4) 1	(3.7) 4
(渋谷時報)		1							1

児童調査第10表 配達受持時刻別、料金(手数料)階級別新聞配達児童数

受持別	料金階級別	計	1,000円 未満	1,000円～ 1,500円未満	1,500円～ 2,000円未満	2,000円～ 2,500円未満	2,500円～ 3,000円未満	3,000円 以上	不明
計		(1) 540	43	222	129	63	21	(1) 39	3
朝刊		(100.0) 141	(6.4) 9	(20.3) 47	(21.1) 58	(19.9) 14	(2.6) 5	(5.0) 7	(0.9) 1
夕刊		(100.0) 399	(10.7) 32	(55.2) 165	(26.7) 80	(16.7) 20	(0.7) 2		
朝夕刊		(100.0) 100	(2.0) 2	(10.0) 10	(11.0) 11	(29.0) 29	(16.0) 14	(32.0) 32	(2.0) 2

(渋谷時報(月3回))

註) (1) 25日以上配達したもののについてのみ (2) ()内は渋谷時報

児童調査第10表の2 配達受持時刻別、監督者(販売店主・補助員)別新聞配達児童の平均料金

監督者	受持別	計	朝刊	夕刊	朝夕刊	渋谷時報 (月3回)
計		1,617円	1,608	1,319	2,522	3,000
販売店主		1,722	1,672	1,351	2,611	3,000
補助員		1,441	1,470	1,277	2,262	

註) 配達25日以上のもの平均額

児童調査 才11表

監督者(販売店主、補助員)欠勤時等の減給状況

種類別 監督者別	種類別	計	賃金を ひかれる	賃金を ひかれない	わからない	不 明
欠勤した時	計	(100.0%) 632 [△]	(62.9) 429	(17.6) 111	(13.4) 85	(1.1) 7
	販売店主	(100.0) 386	(72.5) 280	60	41	5
	補助員	(100.0) 243	(61.3) 149	48	44	2
	不明	3	-	3	-	-
不着の時	計	(100.0%) 632 [△]	(44.4) 281	(43.4) 274	(9.7) 61	(2.5) 16
	販売店主	(100.0) 386	(62.2) 167	180	33	10
	補助員	(100.0) 243	(48.1) 117	92	28	6
	不明	3	1	2	-	-
新同定町られた時	計	(100.0%) 632 [△]	(3.0) 19	(86.5) 547	(8.1) 51	(2.4) 15
	販売店主	386	(2.6) 10	337	28	11
	補助員	243	(3.7) 9	208	22	4
	不明	3	-	2	1	-

児童調査 才12表 欠勤時の減給額別新同配達児童数

区 分	計	1円~30円	30~50	50~70	70~100	100~150	150円以上
賃金差引ありの児童数	(100.0%) 429 [△]	(3.0) 13	(24.0) 103	(35.2) 153	(3.7) 16	(2.2) 35	(3.5) 15
理由二つ(断った場合)	-	-	(0.5) 2	(1.2) 5	-	(0.7) 3	-
ある場合(無断の場合)	-	-	-	(0.2) 1	(0.2) 1	(0.7) 3	(1.3) 5

欠勤日数分の賃金	卸数による	初め300円 2回目から50円	初め1日だけ 200円	4日以上欠勤 の場合200円	不 明
(3.0) 13	(0.9) 4	(0.2) 1	(0.2) 1	(0.2) 1	(14.9) 64

児童調査 才13表

不着時の減給額別新同配達児童数

区 分	計	10円未満	10~20	20~30	30~50	50~70	100~150
賃金差引ありの児童数	(100.0%) 281 [△]	(4.3) 12	(42.0) 118	(24.2) 68	(8.2) 23	(6.4) 18	(2.8) 3

3日以上10日	1日~5日と50円 その他 30円	新同代(1師)	4月不着の時 200円	たくさんひかれる	不 明
(1.4) 4	(0.7) 2	(0.7) 2	(0.4) 1	(0.4) 1	(8.5) 24

児童調査 第14表 断られた時の減給額別新聞配達児童数

区 分	計	10円	15	20	30	330	350	部 数 による	不 明
賃金差引 ありの 児童数	(100.0) 19	(10.5) 2	(5.3) 1	(5.3) 1	(5.3) 1	(15.8) 3	(10.5) 2	(5.3) 1	(42.0) 8

児童調査 第15表 災害事故の有無別新聞配達児童数

区 分	計	あ り	与 し	不 明
新聞配達児童数	(100.0) 632	(25.0) 158	(69.1) 437	(5.9) 37

児童調査 第15表の2 災害発生時刻別災害原因別被災新聞配達児童数

時 刻 別	区 別	計	ど に か ま れ た	こ う だ ん	自 転 車 事 故 (衝突) (踏切)	自 転 車 事 故 (転倒) (踏切)	針 と さ し と	ど ぶ と お ち に	そ の 他	不 明
計		(100.0) 158	(49.4) 78	(13.9) 22	(7.0) 11	(9.4) 14	(4.4) 7	(1.3) 2	(6.3) 10	(13.3) 21
小 計		(35.5) 56	24	11	2	3	5			11
朝 5時前		(1.3) 2		1			1			
5時~6時		(11.4) 18	6	5		1	2			4
6時以降		(8.9) 14	8	2	2		1			1
不 明		(13.9) 22	10	3		2	1			6
小 計		(64.5) 102	54	11	9	4	2	2	10	10
夕 5時前		(15.2) 24	15		3				3	3
5時~6時		(26.5) 42	22	6	3	2	1		3	5
6時以降		(4.4) 7	2	1	1	1		1		1
不 明		(18.4) 29	15	4	2	1	1	1	4	1

児童調査 第15表の3 傷害部位別被災新聞配達児童数(延数)

区 分	計	頭	顔	手	足	その他	不 明
被災新聞配達 児童数	(100.0) (158)(166)	(1.9) 3	(1.9) 3	(15.2) 24	(72.2) 114	(4.4) 7	(7.5) 15

注) (158)は実数

児童調査 第15表の4 障害程度別被災新聞配達児童数

区 分	計	休業8日以上	休業1〜7日	休業なし	不 明
被災新聞配達児童数	(100.0) 158	(5.1) 8	(19.0) 30	(72.8) 115	(3.1) 5

児童調査 第15表の5 医療習の負担別被災新聞配達児童数

区 分	計	自分の家で負担	雇い主全額負担	雇い主一部負担	労災保険	加害者負担	不 明
被災新聞配達児童数	(100.0) 128	(42.2) 54	(8.6) 11	(3.1) 4	(3.1) 4	(11.0) 14	(32.0) 41

救済所児 第1表 生活程度別新聞配達児童数

区 分	計	獨 居	貧 乏	やや貧困	貧 困	不 明
新聞配達児童数	(100.0) 632		(39.0) 246	(40.4) 255	(19.3) 123	(1.9) 8

救済所児 第2表 生活保護法の適用・非適用世帯別新聞配達児童数

区 分	計	適用世帯	非適用世帯	不 明
新聞配達児童数	(100.0) 632	(19.1) 121	(77.8) 491	(3.1) 20

児童調査 第16表 家族数別・寡独家族数別新聞配達児童数

家族数 寡独家族数	計	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	不 明
計	(100.0) 632	(1.6) 10	(4.8) 30	(10.6) 67	(19.6) 124	(24.4) 154	(18.3) 116	(19.6) 124	(1.1) 7
1人	(0.5) 3		3						
2人	(36.3) 229	10	18	31	57	64	31	13	5
3人	(34.0) 215		9	34	44	56	38	34	
4人以上	(29.0) 184			2	23	34	47	77	1
不 明	(0.2) 1								1

児童調査 第17表 年令別、家計の主な負担者別

新聞配達児童数

年令別	計	父	母	兄	姉	本人	その他	不明
計	(100.0%) 632人	(69.7%) 441	(13.8%) 87	(10.6%) 67	(3.5%) 22	(0.3%) 2	(1.0%) 6	(1.1%) 7
12才	30	21	4	4	-	-	-	1
13才	241	175	30	24	8	-	1	3
14才	285	197	40	27	14	2	4	1
15才	76	48	13	12	-	-	1	2

児童調査 第18表 就業経路別新聞配達児童数

区 分	計	友だち	近所の人	家族	安良所	自分 を 所 へ 頼 んだ	その他	不明
児童数	(100.0%) 632人	(53.1%) 336	(4.9%) 31	(8.2%) 52	(0.3%) 2	(29.8%) 188	(3.2%) 20	(0.5%) 3
		1	4	3	5	2	6	

児童調査 第19表 就業動機別新聞配達児童数

計	(100.0%) 616人
家のくらしを助けるため	(26.5%) 164
学校の費用を得るため	(20.0%) 123
貯金をするため	(18.7%) 115
おこすかいを得るため	(6.7%) 41
買いたいものがあるため	(16.6%) 102
健康のため	(11.5%) 71

児童調査 第20表 買金使途内容（購入希望品名）

別新聞配達児童数（延数）

区 分	計	本	カ ラ オ ン キ ー 自 動 車 等 の 品 物	衣 服 類	学 用 品	娯 楽 品	珠 算 等 の 月 謝	身 廻 品	ラ ジ オ (音 源 品)	日 用 品	そ の 他	不 明
購入希望 ある児童数	(100.0%) (420)470人	(11.7%) 49	(11.4%) 48	(9.8%) 41	(7.6%) 32	(6.0%) 25	(5.0%) 21	(4.0%) 17	(3.8%) 16	(1.7%) 7	(0.2%) 1	(50.7%) 213

注) (420人) は実数

児童調査 第21表 年令別賃金の使途状況別新聞配達児童数

状況別 年令別	計	家人に出さない	一度家人に出るが全部で全部にまたもらう	一部分を家人に出す	家人に全部出しておこす(3)	家人に全部出し持たない(3)	不明
計	(100.0) 632	(7.9) 50	(16.0) 102	(20.6) 130	(40.5) 255	(12.5) 79	(7.5) 48
12才	30	5	4	5	9	5	2
13才	241	15	36	57	92	35	6
14才	285	21	56	54	120	31	3
15才	76	9	6	14	34	8	5

児童調査 第21表の2 年令別賃金の使途内容別

新聞配達児童数

内容別 年令別	計	学費の費用に使う	おこすかにする	貯金する	その他	不明
計	(100.0) 1,055	(30.3) 320	(25.2) 266	(30.0) 316	(9.4) 99	(5.1) 54
12才	52	10	9	22	9	2
13才	378	120	91	118	25	24
14才	495	142	126	153	49	25
15才	130	48	40	23	16	3

注) 児童の所有となつた分についての数

児童調査 第22表 配達受持時刻別起床時刻別新聞配達児童数

時刻別 受持別	計	3時30分前	3時30分～4時前	4時～4時30分前	4時30分～5時前	5時～6時前	6時以降	不明
朝刊	(100.0) 267	(4.9) 13	(16.9) 45	(40.8) 109	(23.2) 62	(11.2) 30	(1.9) 5	(1.1) 3
夕刊	(100.0) 364				2	16	(91.8) 334	12
読谷時報	1						1	

児童調査 第22表の2 配達受持時刻別睡眠時間別新聞配達児童数

時間別 受持別	計	5時未満	5時～6時未満	6時～7時	7時～8時	8時～9時	9時以上	不明
朝刊	(100.0) 158	(1.3) 2	(2.5) 4	(20.2) 32	(36.1) 57	(27.2) 43	(8.9) 14	(3.8) 6
夕刊	(100.0) 364		(0.3) 1	(0.3) 1	(3.8) 14	(14.6) 53	(72.7) 283	(3.3) 12
朝夕刊	(100.0) 109		(5.5) 6	(14.7) 16	(36.7) 40	(32.1) 35	(10.1) 11	(0.9) 1
読谷時報	1						1	

児童調査 第23表 下校後就労時刻迄の余猶時間別

夕刊配達児童数

区 分	計	なし	あ				不 明	
			小 計	10分未満	10分~20分 未 満	20分~30分 未 満		30分以上
夕刊配達 児童数	(100.0) 473	(37.8) 155	(64.0) 303	(1.5) 7	(6.6) 31	(5.9) 28	(50.0) 237	(3.2) 15

教諭所見 第3表 就業が健康に及ぼす影響の程度別新聞配達
児童数(過去3カ月以上稼働したもののについて)

区 分	計	全然影響が ないと思 われる	多少影響が あると思 われる	相当影響を 及ぼしてい ると思われ る	不 明
新聞配達 児童数	(100.0%) 452	(59.3) 268	(36.5) 165	(2.9) 13	(1.3) 6

児童調査 第24表 配達受持時刻別就業による勉強上の
困難の有無別新聞配達児童数

受持時刻別	計	あ り	な し	不 明
計	(100.0%) 632	(48.0) 303	(50.1) 317	(1.9) 12
朝 刊	158	70	86	2
夕 刊	364	168	188	8
朝 夕 刊	109	64	43	2
渋谷時報	1	1		

児童調査 第25表 就業による勉強上の困難の内容別
新聞配達児童数(近校)

区 分	計	時間の余裕が ない(宿題・予 復習)	ねま い	試験の時 間 短	体が疲れ 勉強に差 つかえる	筆 力 が お ち る	不 明
勉強上困難 ある児童数	(100.0%) (30.3%) 308	(49.8) 151	(22.8) 69	(14.2) 43	(6.3) 19	(0.3) 1	(8.3) 25

注) (303人)は実数

教諭所見 第4表 就業が学業に及ぼす影響の程度別新聞
配達児童数(過去3カ月以上稼働したもののについて)

区 分	計	全然影響が ないと思 われる	多少影響が あると思 われる	相当影響を 及ぼしてい ると思われ る	不 明
新聞配達 児童数	(100.0%) 452	(33.6) 152	(58.6) 265	(6.7) 30	(1.1) 5

